

1. 使用上の注意

菊地暁

folklore.lecture@gmail.com

1. 「大学」とは何か—知の「消費」から「生産」へ—

- ・「大学」は「小・中・高校」ではない
- ・「講義」は「学問」の全てではない
- ・「大学」をめぐる6つの主体とその矛盾：学生、教員、事務員／家庭、企業、国家

2. 学問の「効用」—「ない」ようで「ある」（と、とりあえず信じてみる）—

- ・有用論「知っている」と役に立つ
- ・修養論「知ることによって人格が磨かれる」
- ・用不可知論「役に立った時にならないとわからない」
- ・転用可能論「知識自体は必ずしも役に立たないが方法は応用可能」

3. 使用上の注意

- ・講義内容は「広く浅く」
- ・受講者には「参加」を求める：ミニ・アンケートの実施／平常点を加算（1回4点満点×10回）
- ・成績はミニ・アンケート（40）と期末レポート（60）により評価する
- ・期末レポート課題「おじいさん／おばあさんの生活史」（3000字以上、締切7/16）

4. 講義日程（変更の可能性アリ）

4/09	使用上の注意+柳田国男の生涯	6/4	はこぶ—交通・運輸—
4/16	民俗学の方法	6/11	とりかえる—交換・交易—
4/23	たべる—食—	6/25	つどう1—血縁—
4/29	すむ—住—	7/1	つどう2—地縁—
5/7	きる—衣—	7/8	つどう2—社縁—
5/14	生活史作成の注意	7/16	まとめ
5/28	はたらく—生産・生業—		

[文献]

菊地暁 2022 『民俗学入門』 岩波新書

同編 2024 『書いてみた生活史：学生とつくる民俗学』 実生社

同編 『ライフヒストリーレポート選』 京都大学民俗学研究会（2012～+）

隠岐さや香 2018 『文系と理系はなぜ分かれたのか』 星海社新書

吉見俊哉 2011 『大学とは何か』 岩波新書

戸田山和久 2002 『論文の教室：レポートから卒論まで』 NHK 出版

Facebook & twitter（現 X）「とある民俗学講師の補足メモ」

重要民俗資料指定基準

(昭和二十九年十二月二十五日)
文化財保護委員会告示第五十八号

一、次に掲げる有形の民俗資料のうち、その形様、製作技法、用法等においてわが国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、典型的なもの。

- (一) 衣食住に用いられるもの。たとえば衣服装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
- (二) 生産・生業に用いられるもの。たとえば農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等
- (三) 交通・運輸・通信に用いられるもの。たとえば運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
- (四) 交易に用いられるもの。たとえば計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
- (五) 社会生活に用いられるもの。たとえば贈答用具、警防・刑罰用具、若者宿等
- (六) 信仰に用いられるもの。たとえば祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
- (七) 民俗知識に関して用いられるもの。たとえば曆類、卜占用具、医療具、教育施設等
- (八) 民俗芸能・娯楽・遊戯・嗜好に用いられるもの。たとえば衣裳道具、楽器、面・人形、玩具、舞台等
- (九) 人の一生に関して用いられるもの。たとえば産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
- (十) 年中行事に用いられるもの。たとえば正月用具、節句用具、盆用具等

文化財保護法と民俗資料

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料選択基準

(昭和二十九年十二月二十五日)
文化財保護委員会告示第五十九号

一、次に掲げる無形の民俗資料のうち、その由来、内容等においてわが国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、典型的なもの。

- (一) 衣食住に関するもの、たとえば服飾習俗、飲食習俗、居住習俗等
- (二) 生産・生業に関するもの、たとえば農耕、漁猟、工作、紡織等に関する習俗
- (三) 交通・運輸・通信に関するもの、たとえば旅行に関する習俗等
- (四) 交易に関するもの、たとえば市、行商、座商、両替、質等の習俗
- (五) 社会生活に関するもの、たとえば社交儀礼、若者組、隠居、共同作業等の習俗
- (六) 口頭伝承に関するもの、たとえば伝説、昔ばなし等
- (七) 信仰に関するもの、たとえば祭祀、法会、祖霊信仰、田の神信仰、巫俗、つきもの等
- (八) 民俗知識に関するもの、たとえば曆数、禁忌、卜占、医療、教育等
- (九) 民俗芸能・娯楽・遊戯・嗜好に関するもの、たとえば祭礼行事、競技、童戯等
- (十) 人の一生に関するもの、たとえば誕生、育児、年祝い、婚姻、葬送、墓制等
- (十一) 年中行事に関するもの、たとえば正月、節分、節句、盆等